

「「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」
に基づく有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	17
3. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	86

以上

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編 (略)	第1編 (略)
第2編 株券等	第2編 株券等
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
第4章 上場管理	第4章 上場管理
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第4節 企業行動規範	第4節 企業行動規範
第1款 (略)	第1款 (略)
第2款 望まれる事項 (第445条～ <u>第452条</u>)	第2款 望まれる事項 (第445条～ <u>第451条</u>)
第5章～第7章 (略)	第5章～第7章 (略)
第3編～第6編 (略)	第3編～第6編 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>I F R S任意適用会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> （昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。	(新設)
(1) の2 (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 親会社等 <u>親会社、財務諸表等規則</u> 第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。	(3) 親会社等 <u>親会社又は財務諸表等規則</u> 第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。
(4)～(26) (略)	(4)～(26) (略)
(27) 企業集団 <u>連結財務諸表規則</u> 第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。	(27) 企業集団 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> （昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）

	<p>という。) 第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。</p>
(27) の2 (略)	(27) の2 (略)
(28) 基準日等 会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項 <u>又は第8項</u> の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。	(28) 基準日等 会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項 <u>第2号、第3号、第4号又は第6号</u> の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。
(29)～(34) (略)	(29)～(34) (略)
(35) 公募 一般募集による株券等又は株券等に係る権利を表示する預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。）の発行 <u>又は処分</u> をいう。	(35) 公募 一般募集による株券等又は株券等に係る権利を表示する預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。）の発行をいう。
(36)～(84) (略)	(36)～(84) (略)
(84) の2 募集株式等 募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権（ <u>処分する自己新株予約権を含む。</u> ）及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。	(84) の2 募集株式等 募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。
(85)～(96) (略)	(85)～(96) (略)
(新規上場申請に係る提出書類等)	(新規上場申請に係る提出書類等)
第204条 (略)	第204条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、次の各号に掲げる書類を提出し、 <u>第2号に掲げる書類</u> を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	11 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、次の各号に掲げる書類を提出し、 <u>当該書類</u> を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
(1) <u>当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u>	(1) <u>施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及び施行規則で定める添付書類</u>
(2) (略)	(2) (略)

<p>1 2 (略)</p> <p>(新規上場申請に係る提出書類等)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2~10 (略)</p> <p>1 1 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、次の各号に掲げる書類を提出し、<u>第2号に掲げる書類</u>を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) <u>当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>(決算短信等)</p> <p>第404条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、<u>当取引所所定の「決算短信(サマリー情報)」</u>又は「四半期決算短信(サマリー情報)」により、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(予想値の修正等)</p> <p>第405条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(<u>上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益</u>)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基</p>	<p>1 2 (略)</p> <p>(新規上場申請に係る提出書類等)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2~10 (略)</p> <p>1 1 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、次の各号に掲げる書類を提出し、<u>当該書類</u>を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) <u>施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及び施行規則で定める添付書類</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>(決算短信等)</p> <p>第404条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(予想値の修正等)</p> <p>第405条 上場会社は、当該上場会社の<u>売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益</u>について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は<u>当事業年度若しくは当連結会計年度の決算</u>において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基</p>
--	--

	<p>要るものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。) が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社は、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合（前2項に規定する場合を除く。）又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。</p>	<p>準に該当するものに限る。) が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社は、その子会社等（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>
	(新設)	(新設)
	(開示内容の変更又は訂正)	(開示内容の変更又は訂正)
	第416条 (略)	第416条 (略)
	2 前項の規定にかかわらず、第404条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。	2 前項の規定は、上場会社が第402条から第411条の2まで又は前条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。
	3 (略)	3 (略)
	(適時開示に係る宣誓書)	(適時開示に係る宣誓書)
	第418条 削除	第418条 上場会社は、施行規則で定めるときに該当する場合には、速やかに施行規則で定め

る当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及び施行規則で定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(株式分割の効力発生日等)

第427条 上場内国会社は、上場内国株券等について株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(独立役員の確保)

第436条の2 上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同

(株式分割の効力発生日等)

第427条 上場内国会社は、上場内国株券等について株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

(独立役員の確保)

第436条の2 上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。

<p>じ。) を 1 名以上確保しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(MBOの開示に係る遵守事項)</p> <p><u>第441条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に関して、第402条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(MBO等の開示に係る遵守事項)</p> <p><u>第441条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付けに関して、第402条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。</u></p>
<p><u>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</u></p> <p><u>第441条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号a（第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、e、iからmまで、oからsまで、wからzまで又はa pに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、第403条第1号aからeまで、gからkまで、n、o又はsに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）</u></p> <p>2 <u>上場会社は、前項各号に掲げる場合には、必</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

要かつ十分な適時開示を行うものとする。

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第452条 上場会社は、第404条の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行いうよう努めるものとする。

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(11) (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第301条第3項、第307条第2項若しくは第312条第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(20) (略)

2 (略)

(上場審査の形式要件)

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が次の a から e までに適合していること。

(新設)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(11) (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、同条第11項第1号、第211条第1項、同条第11項第1号、第301条第3項、第307条第2項、第312条第3項若しくは第418条の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(20) (略)

2 (略)

(上場審査の形式要件)

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が次の a から e までに適合していること。

a～d (略)	a～d (略)
e 第205条第9号に適合すること。	e 第205条第9号の2に適合すること。
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第806条 (略)	第806条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあっては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 <u>この場合において、第3号に該当する場合にあっては、当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により開示するものとする。</u>	4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあっては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 対象子会社の事業年度若しくは <u>四半期累計期間</u> 又は連結会計年度若しくは <u>四半期連結累計期間</u> に係る決算の内容が定まった場合	(3) 対象子会社の事業年度若しくは <u>中間会計期間</u> （当該対象子会社が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは <u>中間連結会計期間</u> （当該対象子会社が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(削る)	5 上場子会社連動配当株の発行者は、施行規則で定めるところにより第1四半期及び第3四半期における対象子会社の四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該対象子会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。ただし、当該対象子会社が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合は、この限りでない。
5 (略)	6 (略)

6 (略)
7 (略)

7 (略)
8 (略)

(適時開示に係る宣誓書)

第908条 削除

第908条 上場債券の発行者のうち施行規則で定める者は、施行規則で定めるときに該当する場合には、速やかに施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(適時開示に係る宣誓書)

第931条 削除

第931条 上場交換社債券の発行者（上場会社を除く。）は、施行規則で定める場合に該当するときは、速やかに施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。この場合において、当該上場交換社債券の発行者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1103条 (略)

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

3～5 (略)

(上場E T Fに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2・3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1103条 (略)

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、「適時開示に係る宣誓書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

3～5 (略)

(上場E T Fに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 (略)

5 第401条、第411条の2、第413条、
第414条及び第416条の規定は、第2項及び第3項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、第1項に規定する者について準用する。

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) • (2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで、iの2及びjの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで、iの2及びjの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b、c、d及びjを除く。）のいずれかに該当する場合

a～g (略)

h 上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場

4 第1項に規定する者は、施行規則で定める場合に該当するときは、速やかに施行規則で定めるところにより、当該上場ETFに係る施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類を提出するものとする。この場合において、第1項に規定する者は、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 (略)

6 第401条、第411条の2、第413条、第414条及び第416条の規定は、第2項から第4項までの規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、第1項に規定する者について準用する。

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) • (2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで、iの2及びjの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで、iの2及びjの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b、c、d及びjを除く。）のいずれかに該当する場合

a～g (略)

h 上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場

合として施行規則で定める場合、第1103条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合	合として施行規則で定める場合、第1103条第1項 <u>若しくは第2項又は第1107条第4項</u> の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合
i～k (略)	i～k (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(新規上場申請に係る提出書類等)	(新規上場申請に係る提出書類等)
第1204条 (略)	第1204条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者は、当取引所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、 <u>当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u> を提出するものとする。	7 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者は、当取引所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、 <u>施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」</u> 及びその添付書類を提出するものとし、 <u>当該書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u>
(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)	(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)
第1213条 (略)	第1213条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(削る)	5 <u>上場不動産投資信託証券の発行者等は、施行規則で定める場合に該当するときは、速やかに施行規則で定めるところにより、当該上場不動産投資信託証券に係る施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u>
5 (略)	6 (略)
6 (略)	7 (略)

(上場廃止基準)

第1218条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次の a 又は b に定めるところによる。

- a (略)
- b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の (a) から (e) までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。
ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ~ (e) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

次の a 又は b に定めるところによる。

- a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次の (a) から (d) までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投

(上場廃止基準)

第1218条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次の a 又は b に定めるところによる。

- a (略)
- b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の (a) から (e) までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。
ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を提出し、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ~ (e) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

次の a 又は b に定めるところによる。

- a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次の (a) から (d) までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該不動産投資信託上場証券に係る投資信託の委託者であ

資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ~ (d) (略)

b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該

る投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が「不動産投資信託証券上場契約書」並びに第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を提出し、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ~ (d) (略)

b 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」並びに第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を提出し、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該

他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」及び第1204条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a～c (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9) (略)

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1204条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなつた場合。ただし、当該者（投資法人を除く。）が、第1項第1号bただし書、同項第2号aただし書、同号bただし書又は同項第3号ただし書のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(11)～(17) (略)

(18) 上場不動産投資信託証券の発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主又は受益者及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(19) (略)

他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」並びに第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を提出し、当該「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a～c (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9) (略)

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1204条第1項、同条第7項若しくは第1213条第5項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなつた場合。ただし、当該者（投資法人を除く。）が、第1項第1号bただし書、同項第2号aただし書、同号bただし書又は同項第3号ただし書のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(11)～(17) (略)

(18) 上場不動産投資信託証券の発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(19) (略)

<p>3 (略)</p> <p>(新規上場申請に係る提出書類)</p> <p>第1303条 当取引所は、東証グループが第204条第11項<u>第2号</u>の規定により当取引所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>(上場管理等)</p> <p>第1304条 当取引所は、東証グループが<u>第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条及び第416条(第806条第8項において準用する場合を含む。)及び第806条の規定による会社情報の開示</u>を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(適時開示に係る宣誓書等)</p> <p>第1303条 当取引所は、東証グループが第204条第11項の規定により当取引所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>(上場管理等)</p> <p>第1304条 当取引所は、東証グループが<u>次の各号に掲げる行為を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条及び第416条(第806条第8項において準用する場合を含む。)及び第806条の規定による会社情報の開示</u></p> <p><u>(2) 第418条の規定による当取引所への書類の提出</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第204条第11項、第211条第11項、第418条、第903条第2項、第908条、第928条第2項、第931条、第103条第2項、第1107条第4項、第1204条第7項、第1213条第5項又は第1218条に基づき当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名

を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

- 3 改正後の第416条第2項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 4 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第404条及び第806条の規定は、施行日以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 5 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第404条及び第806条の規定は、平成23年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において<u>「IFRS任意適用会社」</u>、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「单元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発行者」、「非参加型優</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「单元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発行者」、「非参加型優</p>

等」、「買収防衛策」、「発行者」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するI F R S任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、单元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約

先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、单元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

	等及び流通株式をいう。
2	この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1)～(21)の2 (略)
	<u>(21)の3 取引規制府令 規程第402条第2号bに規定する取引規制府令をいう。</u>
	(22)～(35) (略)
3	(略)
	(有価証券新規上場申請書の添付書類)
第204条	新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
	(1)～(7) (略)
	(削る)
	<u>(8) (略)</u>
	<u>(9) (略)</u>
	<u>(10) (略)</u>
	<u>(11) (略)</u>
	<u>(12) (略)</u>
	<u>(13) (略)</u>
	<u>(14) (略)</u>
	<u>(15) (略)</u>
	<u>(16) (略)</u>
	<u>(17) (略)</u>
	<u>(18) (略)</u>
	<u>(19) (略)</u>
	<u>(20) (略)</u>
	<u>(21) (略)</u>
	<u>(22) (略)</u>
	<u>(23) (略)</u>
	<u>(24) (略)</u>
	<u>(25) (略)</u>
	<u>(26) (略)</u>
	<u>(27) (略)</u>
2	この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1)～(21)の2 (略)
	(新設)
	(22)～(35) (略)
3	(略)
	(有価証券新規上場申請書の添付書類)
第204条	新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
	(1)～(7) (略)
	<u>(8) 新規上場申請者が、上場後において、規程第445条に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</u>
	<u>(9) (略)</u>
	<u>(10) (略)</u>
	<u>(11) (略)</u>
	<u>(12) (略)</u>
	<u>(13) (略)</u>
	<u>(14) (略)</u>
	<u>(15) (略)</u>
	<u>(16) (略)</u>
	<u>(17) (略)</u>
	<u>(18) (略)</u>
	<u>(19) (略)</u>
	<u>(20) (略)</u>
	<u>(21) (略)</u>
	<u>(22) (略)</u>
	<u>(23) (略)</u>
	<u>(24) (略)</u>
	<u>(25) (略)</u>
	<u>(26) (略)</u>
	<u>(27) (略)</u>

(27) (略)

(28) (略)

(29) 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されている場合（外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等の本国等における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）以外の場合であって、かつ、当該親会社等が継続開示会社である場合（当該親会社等の企業内容が本国等において継続的に開示されており、かつ、その状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）以外の場合は、当該親会社等が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類

(30) (略)

(31) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1）～（2） (略)

（3） 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」 2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適當と認める書類から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。

a～c (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されている場合（外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等の本国等における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）以外の場合であって、かつ、当該親会社等が継続開示会社でない場合は、当該親会社等が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適當と認める書類

(31) (略)

(32) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1）～（2） (略)

（3） 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」 2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適當と認める書類から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。

a～c (略)

<p>d a の規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>e (略)</p> <p>(4) ~ (11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第207条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを作成するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 第204条第1項第4号dに規定する書類、「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載される財務諸表等のうち第204条第1項第4号e（同条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社若しくは持株会社若しくは外国持株会社に</p>	<p>d a の規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第127条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>e (略)</p> <p>(4) ~ (11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第207条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを作成するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第127条に定める作成基準に準じて作成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 第204条第1項第4号dに規定する書類、「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載される財務諸表等のうち第204条第1項第4号e（同条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社若しくは持株会社若しくは外国持株会社に</p>
---	---

なった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は第204条第1項第13号若しくは第19号に規定する書類（第19号に規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適當と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(2) 第204条第1項第14号に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく結合財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 第204条第1項第15号及び第205条第1号aの（e）に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(4) 第204条第1項第16号及び第18号に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(5) 第204条第1項第17号又は第20号bの（a）若しくは同号dの（a）に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

なった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は第204条第1項第14号若しくは第20号に規定する書類（第20号に規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適當と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(2) 第204条第1項第15号に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく結合財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 第204条第1項第16号及び第205条第1号aの（e）に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(4) 第204条第1項第17号及び第19号に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(5) 第204条第1項第18号又は第21号bの（a）若しくは同号dの（a）に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によりに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

	する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手續に基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」	する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手續に基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」
	(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)	(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)
第210条 (略)	第210条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 規程第204条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	3 規程第204条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
(4) 第204条第1項第13号から第20号まで及び同条第2項第7号に規定する書類（前条の規定により添付される書類を含む。）	(4) 第204条第1項第14号から第21号まで及び同条第2項第7号に規定する書類（前条の規定により添付される書類を含む。）	
(5) 第204条第1項第27号b及び第29号に規定する書類	(5) 第204条第1項第28号b及び第30号に規定する書類	
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)	
(上場承認時の提出書類)	(上場承認時の提出書類)	
(削る)	第211条 規程第204条第11項第1号に規定する「適時開示に係る宣誓書」は、内国会社にあっては別記第1—8号様式に、外国会社にあっては別記第1—9号様式にそれぞれよるものとする。	
第211条 規程第204条第11項第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。	2 規程第204条第11項第1号に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び同項第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。	
(削る)	3 規程第204条第11項第1号に規定する施行規則で定める添付書類とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいう。	
2 規程第204条第11項第2号に規定する施行規	4 規程第204条第11項第2号に規定する施行規	

	則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」（Iの部に限る。）並びに第204条第1項第9号及び第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。	則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」（Iの部に限る。）並びに第204条第1項第10号及び第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。
3	(略)	5 (略)
4	(略)	6 (略)
	(内国会社の形式要件の取扱い)	(内国会社の形式要件の取扱い)
第212条	(略)	第212条 (略)
2~4	(略)	2~4 (略)
5	規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1) 規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者が <u>I F R S任意適用会社</u> である場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 (2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。 <u>ただし、当該新規上場申請者が I F R S任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</u>	規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1) 規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者が <u>同規則第93条の規定の適用を受ける</u> 場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 (2) (略) (3) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。 (4) ~ (6) (略) (7) 規程第205条第5号において、新規上場

<p>申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、新規上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けいない場合には、第204条第1項第15号又は第17号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。</p>	<p>申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、新規上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けない場合には、第204条第1項第16号又は第18号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。</p>
<p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(8)～(10) (略)</p>
<p>6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</p>	<p>6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者が同規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額（連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目に相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額</p>

(2) 前号の規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る規程第205条第6号に規定する利益の額とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(3)～(10) (略)

(11) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、第204条第1項第15号又は第17号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額及び当該事業に係る売上高について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が規程第205条第6号bの規定の適用を受ける場合の最近3年間のうち最初の1年間（事業の承継又は譲受け前の期間に限る。）については、直接に賦課できない費用の当該事業

をいう。）をいうものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る規程第205条第6号に規定する利益の額とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいう。

(3)～(10) (略)

(11) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、第204条第1項第16号又は第18号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額及び当該事業に係る売上高について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が規程第205条第6号bの規定の適用を受ける場合の最近3年間のうち最初の1年間（事業の承継又は譲受け前の期間に限る。）については、直接に賦課できない費用の当該事業

<p>部門及びそれ以外の事業部門への配賦を事業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じて按分して行うなど、合理的な方法により算定された承継される又は譲渡される事業に係る損益計算書に相当するものに基づいて算定される利益の額に相当する額及び当該事業に係る損益計算書に相当するものに掲記される売上高について審査対象とする。</p>	<p>部門及びそれ以外の事業部門への配賦を事業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じて按分して行うなど、合理的な方法により算定された承継される又は譲渡される事業に係る損益計算書に相当するものに基づいて算定される利益の額に相当する額及び当該事業に係る損益計算書に相当するものに掲記される売上高について審査対象とする。</p>
(12)～(15) (略)	(12)～(15) (略)
7・8 (略)	7・8 (略)
9 規程第205条第9号に規定する施行規則で定める場合とは、新規上場申請者が、規程第204条第2項の規定に従い第204条第1項 <u>第8号</u> に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。	9 規程第205条第9号に規定する施行規則で定める場合とは、新規上場申請者が、規程第204条第2項の規定に従い第204条第1項 <u>第9号</u> に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。
10・11 (略)	10・11 (略)
(有価証券新規上場申請書の添付書類)	(有価証券新規上場申請書の添付書類)
第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、 <u>第8号</u> 、 <u>第10号</u> から <u>第12号</u> まで、 <u>第15号</u> 、 <u>第21号</u> から <u>第24号</u> まで、 <u>第26号</u> から <u>第31号</u> までに掲げる書類	(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、 <u>第8号</u> 、 <u>第9号</u> 、 <u>第11号</u> から <u>第13号</u> まで、 <u>第16号</u> 、 <u>第22号</u> から <u>第25号</u> まで、 <u>第27号</u> から <u>第32号</u> までに掲げる書類
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1) 第204条第1項第3号、第6号、 <u>第12号</u> 、 <u>第22号</u> 及び <u>第29号</u> に掲げる書類。ただし、重複上場の場合には同項 <u>第22号</u> に掲げる書類の添付を要しない。	(1) 第204条第1項第3号、第6号、 <u>第13号</u> 、 <u>第23号</u> 及び <u>第30号</u> に掲げる書類。ただし、重複上場の場合には同項 <u>第23号</u> に掲げる書類の添付を要しない。
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書)	(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書)

<p>の添付書類)</p> <p>第220条 規程第211条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。</p> <p>(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a 内国会社</p> <p>(a) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、<u>第8号</u>、<u>第10号</u>、<u>第23号</u>、<u>第24号</u>、<u>第30号</u>及び<u>第31号</u>に掲げる書類</p> <p>(b) ~ (f) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第222条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第211条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを作成するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第129条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第224条 規程第211条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第204条第1項<u>第15号</u>及び第220条第1号aの(e)に規定する書類をいい、一般に公正妥当と認められる</p>	<p>の添付書類)</p> <p>第220条 規程第211条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。</p> <p>(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a 内国会社</p> <p>(a) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、<u>第9号</u>、<u>第11号</u>、<u>第24号</u>、<u>第25号</u>、<u>第31号</u>及び<u>第32号</u>に掲げる書類</p> <p>(b) ~ (f) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第222条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第211条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを作成するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第127条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第224条 規程第211条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第204条第1項<u>第16号</u>及び第220条第1号aの(e)に規定する書類をいい、一般に公正妥当と認められる</p>
--	--

	監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」を添付するものとする。	監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」を添付するものとする。
	(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)	(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)
第225条 (略)	第225条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
(4) 第204条第1項第15号に規定する書類 (前条の規定により添付される書類を含む。)	(4) 第204条第1項第16号に規定する書類 (前条の規定により添付される書類を含む。)	
(5) 第204条第1項第27号b及び第29号に規定する書類	(5) 第204条第1項第28号b及び第30号に規定する書類	
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)	
(上場承認時の提出書類)	(上場承認時の提出書類)	
(削る)	第226条 規程第211条第11項第1号に規定する「適時開示に係る宣誓書」は、内国会社にあっては別記第1～8号様式に、外国会社にあっては別記第1～9号様式にそれぞれよるものとする。	
第226条 規程第211条第11項第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。	2 規程第211条第11項第1号に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び同項第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。	
(削る)	3 規程第211条第11項第1号に規定する施行規則で定める添付書類とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいう。	
2 (略)	4 (略)	
3 (略)	5 (略)	

4 (略)

(新株予約権証券の上場基準)

第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(一部指定の申請に係る提出書類)

第309条 (略)

2 規程第307条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからhまでに掲げる書類

a～e (略)

f 第204条第1項第10号及び第12号に規定する書類

g・h (略)

(2) 外国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 前号a、b及びfからhまでに掲げる書類
(同号f中第204条第1項第10号に規定する書類を除く。)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

6 (略)

(新株予約権証券の上場基準)

第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(一部指定の申請に係る提出書類)

第309条 (略)

2 規程第307条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからhまでに掲げる書類

a～e (略)

f 第204条第1項第11号及び第13号に規定する書類

g・h (略)

(2) 外国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 前号a、b及びfからhまでに掲げる書類
(同号f中第204条第1項第11号に規定する書類を除く。)

(指定替えの要件及び時期)

第311条 (略)

<p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 債務超過の取扱い</p> <p>a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>（上場市場の変更申請の取扱い）</p> <p>第313条 (略)</p> <p>2 規程第312条第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。</p> <p>(1) 内国会社</p> <p>次のa及びbに掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 第204条第1項第1号、<u>第6号、第7号、第10号、第12号から第19号まで、第22号、第28号及び第29号</u>に掲げる書類に準ずる書類</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 債務超過の取扱い</p> <p>a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社にあってはこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>（上場市場の変更申請の取扱い）</p> <p>第313条 (略)</p> <p>2 規程第312条第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。</p> <p>(1) 内国会社</p> <p>次のa及びbに掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 第204条第1項第1号、<u>第6号から第8号まで、第11号、第13号から第20号まで、第23号、第29号及び第30号</u>に掲げる書類に準ずる書類</p>
---	--

<p>(2) 外国会社</p> <p>次の a 及び b に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、 <u>第12号、第22号及び第29号</u>並びに同条第 2項第4号から第8号までに掲げる書類に準 ずる書類</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第401条 規程第402条に規定する施行規則で定 める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め ることとする。<u>ただし、IFRS任意適用会社につ いては、連結経常利益に係る基準は適用しない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項</p> <p>a 事業の一部を譲渡する場合</p> <p>次の (a) から <u>(e)</u> までに掲げるもののい ずれにも該当すること。</p> <p>(a) <u>直前連結会計年度</u>の末日における当該 事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における <u>連結純資産額</u>（連結財務諸表における <u>純資産額</u>をいう。以下第404条までにおい て同じ。）の100分の30に相当する額未 満であること。</p> <p>(b) 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結 会計年度及び翌連結会計年度</u>の各連結会計 年度においていずれも当該事業の譲渡によ る<u>連結会社</u>（上場会社を連結財務諸表提出会 社とする連結会社をいう。以下第404条ま でにおいて同じ。）の売上高の減少額が<u>直前 連結会計年度</u>の売上高の100分の10に 相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>(2) 外国会社</p> <p>次の a 及び b に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、 <u>第13号、第23号及び第30号</u>並びに同条第 2項第4号から第8号までに掲げる書類に準 ずる書類</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第401条 規程第402条に規定する施行規則で定 める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るもの は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め ることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項</p> <p>a 事業の一部を譲渡する場合</p> <p>次の (a) から <u>(d)</u> までに掲げるもののい ずれにも該当すること。</p> <p>(a) <u>直前事業年度</u>の末日における当該事業 の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日におけ る<u>純資産額</u>（資産の総額から負債の総額を控 除して得た額（控除してなお控除しきれない 金額がある場合には、当該控除しきれない金 額はないものとする。）をいう。以下第40 3条までにおいて同じ。）の100分の30に相当する額未 満であること。</p> <p>(b) 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業 年度及び翌事業年度</u>の各事業年度において いずれも当該事業の譲渡による<u>売上高</u>の減 少額が<u>直前事業年度</u>の売上高の100分の 10に相当する額未満であると見込まれる こと。</p>
--	---

(c) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていざれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていざれも当該事業の譲渡による連結当期純利益（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下第404条までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていざれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていざれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の1

(c) 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額

00分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていざれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(e) 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項

(3) 規程第402条第1号oに掲げる事項次のa及びbに掲げるもののいざれにも該当すること。

a 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第49条第9号に定める事項

(4) 規程第402条第1号pに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいざれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分

未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(3) 規程第402条第1号oに掲げる事項新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(4) 規程第402条第1号pに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該業務上の提携による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞ

の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第403条において同じ。）とのいずれか少なくない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の 100 分の 5 以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条及び第403条において同じ。）を乗じて得たものがいざれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいざれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

れに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいざれか少なくない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の 100 分の 5 以下であると見込まれること。

(b) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条及び第403条において同じ。）を乗じて得たものがいざれも上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいざれも上場会社の直前事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

得たものがいざれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいざれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいざれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいざれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(b) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の売

の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 取引規制府令第49条第10号口に掲げる事項

(5) 規程第402条第1号qに掲げる事項

次のaからhまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

- a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定

上高の100分の10に相当する額未満であること。

(5) 規程第402条第1号qに掲げる事項

次のaからgまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

- a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。
- b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定

日から 3 年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額) が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ g (略)

h 取引規制府令第 49 条第 11 号に定める事項

(6) 規程第 402 条第 1 号 r に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (d) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第 49 条第 12 号イに掲げる事項

b 固定資産を取得する場合

次の (a) 及び (b) に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満で

日から 3 年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額) が上場会社の直前事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

e ~ g (略)

(新設)

(6) 規程第 402 条第 1 号 r に掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の (a) から (c) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

b 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

あると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第12号口に掲げる事項

(7) 規程第402条第1号sに掲げる事項

- a リースによる固定資産の賃貸を行う場合
上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

- b リースによる固定資産の賃借を行う場合
当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 規程第402条第1号tに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第402条第1号sに掲げる事項

- a リースによる固定資産の賃貸を行う場合
上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

- b リースによる固定資産の賃借を行う場合
当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 規程第402条第1号tに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていざれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第49条第13号に定める事項

(9) 規程第402条第1号wに掲げる事項次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第49条第14号に定める事項

(10) 規程第402条第1号abに掲げる事項次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

0分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(9) 規程第402条第1号wに掲げる事項
新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）の予定日
の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(10) 規程第402条第1号abに掲げる事項
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

こと。

- c 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 規程第402条第1号a~gに掲げる事項
上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(12) (略)

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下第404条までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下の項において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下第404条までにおいて同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下この条及び第403条において同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

- c 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 規程第402条第1号a~gに掲げる事項
上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(12) (略)

(新設)

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものには、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第2号aに掲げる事実

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- b 灾害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 灾害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- d 取引規制府令第50条第1号に定める事項

(2) 規程第402条第2号dに掲げる事実

- a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においても当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらず

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものには、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 規程第402条第2号aに掲げる事実

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 灾害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- b 灾害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- c 灾害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(2) 規程第402条第2号dに掲げる事実

- a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においても当該敗訴による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらず

に完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第 404 条において同じ。）の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（e）までのいずれにも該当すること。

- (a) 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- (e) 取引規制府令第 50 条第 3 号イ又はロに掲げる事項

- (3) 規程第 402 条第 2 号 e に掲げる事実
 - a 仮処分命令の申立てがなされた場合

に完結した場合

前 a に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第 404 条において同じ。）の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

- (a) 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前事業年度の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当期純利益の減少額が直前事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

（新設）

- (3) 規程第 402 条第 2 号 e に掲げる事実
 - a 仮処分命令の申立てがなされた場合

次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

b 仮処分命令の申立てについての裁判があつた場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aの(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。）の場合又は前aの(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があつた場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第404条において同じ。）の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までのいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

<p>(c) 裁判等の日の属する<u>連結会計年度開始</u>の日から 3 年以内に開始する各<u>連結会計年度</u>においていざれも当該裁判等による<u>連結当期純利益</u>の減少額が<u>直前連結会計年度</u>の<u>連結当期純利益金額</u>の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(d) <u>取引規制府令第 50 条第 4 号口に掲げる事項</u></p> <p>(4) 規程第 402 条第 2 号 f に掲げる事実</p> <p>a 法令に基づく処分を受けた場合</p> <p><u>次の (a) 及び (b) に掲げるもののいざれにも該当すること。</u></p> <p>(a) <u>法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていざれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(b) <u>取引規制府令第 50 条第 5 号に定める事項</u></p> <p>b 法令違反に係る告発がなされた場合</p> <p>行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の<u>直前連結会計年度</u>の売上高が当該<u>連結会計年度の連結会社の売上高</u>の 100 分の 10 に相当する額未満であること。</p> <p>(5) 規程第 402 条第 2 号 k に掲げる事実</p> <p>次の a から <u>d</u> までに掲げるもののいざれにも該当すること。</p> <p>a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が<u>直前連結会計年度</u>の末日における<u>連結純資産額</u>の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が<u>直前連結会計年度</u>の<u>連結経常利益金額</u>の 100</p>	<p>(c) 裁判等の日の属する<u>事業年度開始</u>の日から 3 年以内に開始する各<u>事業年度</u>においていざれも当該裁判等による<u>当期純利益</u>の減少額が<u>直前事業年度</u>の<u>当期純利益金額</u>の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 規程第 402 条第 2 号 f に掲げる事実</p> <p>a 法令に基づく処分を受けた場合</p> <p><u>法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていざれも当該処分による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>b 法令違反に係る告発がなされた場合</p> <p>行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の<u>直前事業年度</u>の売上高が<u>上場会社の当該事業年度の売上高</u>の 100 分の 10 に相当する額未満であること。</p> <p>(5) 規程第 402 条第 2 号 k に掲げる事実</p> <p>次の a から <u>c</u> までに掲げるもののいざれにも該当すること。</p> <p>a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が<u>直前事業年度</u>の末日における<u>純資産額</u>の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 売掛け金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が<u>直前事業年度</u>の<u>経常利益金額</u>の 100 分の 30</p>
--	---

分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

- c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第 50 条第 6 号に定める事項

- (6) 規程第 402 条第 2 号 1 に掲げる事実次の a 及び b に掲げるもののいずれにも該当すること。

a 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていすれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第 50 条第 7 号に定める事項

- (7) 規程第 402 条第 2 号 m に掲げる事実次の a から d までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の 100 分の 10に相当する額未満であること。

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

に相当する額未満であると見込まれること。

- c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

（新設）

- (6) 規程第 402 条第 2 号 1 に掲げる事実取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていすれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の 100 分の 10に相当する額未満であると見込まれること。

- (7) 規程第 402 条第 2 号 m に掲げる事実次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10に相当する額未満であること。

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が直前事業年度の経常利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が直前事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30に相当する額未満であると見込まれること。

d 取引規制府令第50条第8号に定める事項

(8) 規程第402条第2号nに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 取引規制府令第50条第9号に定める事項

(9) 規程第402条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(会社情報の開示の取扱い)

(新設)

(8) 規程第402条第2号nに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 規程第402条第2号qに掲げる事実

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(新設)

(会社情報の開示の取扱い)

<p>第402条の2 (略)</p> <p>2 規程第402条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略) (削る)</p>	<p>第402条の2 (略)</p> <p>2 規程第402条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項</u></p>
<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、<u>連結経常利益に係る基準は適用しない。</u></p>	<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによる。</p>
<p>(1) 規程第403条第1号aに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日ににおける連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>(1) 規程第403条第1号aに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該株式交換による連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>b～d (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 規程第403条第1号gに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売</p>	<p>b～d (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 規程第403条第1号gに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の10</p>

上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第403条第1号hに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(b) (略)

b (略)

(8)～(10) (略)

(11) 規程第403条第1号1に掲げる事項

0分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第403条第1号hに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結財務諸表における資本金の額（以下この条において「連結資本金額」といふ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(b) (略)

b (略)

(8)～(10) (略)

(11) 規程第403条第1号1に掲げる事項

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b・c (略)

(12) 規程第 403 条第 1 号 n に掲げる事項
新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(13)・(14) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第 404 条 規程第 403 条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第 402 条第 1 号 q に規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) (略)

(2) 規程第 403 条第 2 号 b に掲げる事実

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

b・c (略)

(12) 規程第 403 条第 1 号 n に掲げる事項
新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(13)・(14) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第 404 条 規程第 403 条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第 402 条第 1 号 q に規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによる。

(1) 規程第 403 条第 2 号 a に掲げる事実

(2) 規程第 403 条第 2 号 b に掲げる事実

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連

会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) · (d) (略)

(3) 規程第403条第2号cに掲げる事実

- a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) · (d) (略)

(3) 規程第403条第2号cに掲げる事実

- a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 仮処分命令の申立てについての裁判があつた場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合
前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までのいずれにも該当すること。
- (a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) • (c) (略)
- (4) 規程第 403 条第 2 号 d に掲げる事実
- a 法令に基づく処分を受けた場合
法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 法令違反に係る告発がなされた場合
行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- (5) (略)
- (6) 規程第 403 条第 2 号 i に掲げる事実
取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

- b 仮処分命令の申立てについての裁判があつた場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合
前 a に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前 a に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までのいずれにも該当すること。
- (a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) • (c) (略)
- (4) 規程第 403 条第 2 号 d に掲げる事実
- a 法令に基づく処分を受けた場合
法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- b 法令違反に係る告発がなされた場合
行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- (5) (略)
- (6) 規程第 403 条第 2 号 i に掲げる事実
取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第403条第2号jに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

b・c (略)

(8) 規程第403条第2号kに掲げる事実
発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(上場会社の予想値の修正)

第407条 規程第405条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(削る)

(削る)

(7) 規程第403条第2号jに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

b・c (略)

(8) 規程第403条第2号kに掲げる事実
発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(上場会社の予想値の修正)

第407条 規程第405条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1. 1以上又は0. 9以下であること。

(2) 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1. 3以上又は0. 7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当

(削る)

することとする。)であること。

(3) 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1. 3以上又は0. 7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(削る)

(4) 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1. 3以上又は0. 7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 企業集団の経常利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、税引前利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1. 3以上又は0. 7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(4) 企業集団の純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当

(5) (略)

(6) (略)

(7) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1. 3以上又は0. 7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(8) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値

該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

- 2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前項の規定の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(新設)

第408条 削除

第408条 規程第405条第3項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(3) 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.

7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(4) 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第412条 規程第411条第1項に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1)～(5) (略)

(6) 第211条第4項第1号又は第226条第4項第1号に規定する指針（規程第419条第1項の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第412条 規程第411条第1項に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1)～(5) (略)

(6) 第211条第6項第1号又は第226条第6項第1号に規定する指針（規程第419条第1項の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

(適時開示に係る宣誓書の取扱い)

第414条 削除

第414条 規程第418条に規定する施行規則で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいうものとする。

(1) 規程第418条に規定する宣誓書（規程第204条第11項第1号及び規程第211条第11項第1号に規定する宣誓書を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき。

(2) 過去5年間において、規程第418条に規定する宣誓書を提出していないこととなったと

	<p><u>き。</u></p> <p>2 規程第418条に規定する宣誓書は、内国会社にあっては別記第1—8号様式に、外国会社にあっては別記第1—9号様式にそれぞれよるものとし、かつ、上場会社の代表者による署名を要するものとする。</p> <p>3 規程第418条に規定する施行規則で定める添付書類とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいう。</p> <p>4 前項に規定する書面（第211条第3項及び第226条第3項に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</p>
（コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い）	（コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い）
第415条 規程第419条第2項に規定する施行規則で定める事項とは、第211条第4項第1号及び第226条第4項第1号に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項をいう。	第415条 規程第419条第2項に規定する施行規則で定める事項とは、第211条第6項第1号及び第226条第6項第1号に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項をいう。
（開示を要する決定事実に係る書類の提出）	（開示を要する決定事実に係る書類の提出）
第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。	第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。
（1） 規程第402条第1号aに掲げる事項 次のaからgまでに掲げる書類。ただし、規程第402条の規定により開示を行う場合には、aに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開	（1） 規程第402条第1号aに掲げる事項 次のaからgまでに掲げる書類。ただし、規程第402条の規定により開示を行う場合には、aに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開

示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもってaに掲げる書類の提出に代えることができる。

a～f (略)

g 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社又は当取引所の取引参加者その他の当取引所が適当と認める者である場合を除く。)には、当取引所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」作成後直ちに

(2)～(9) (略)

(10) 規程第402条第1号mに掲げる事項のうち非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡(第401条第1項第2号に規定する基準に該当する場合を除く。)

当取引所所定の「事業の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(11) 規程第402条第1号qに掲げる事項(第401条第1項第5号に規定する基準に該当する場合を除く。)

当取引所所定の「異動子会社に関する概要書」子会社の異動後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(12) 規程第402条第1号rに掲げる事項(第401条第1項第6号に規定する基準に該当す

示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもってaに掲げる書類の提出に代えることができる。

a～f (略)

g 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社又は当取引所の取引参加者である場合を除く。)には、当取引所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」作成後直ちに

(2)～(9) (略)

(10) 規程第402条第1号mに掲げる事項のうち非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡(第401条第2号に規定する基準に該当する場合を除く。)

当取引所所定の「事業の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(11) 規程第402条第1号qに掲げる事項(第401条第5号に規定する基準に該当する場合を除く。)

当取引所所定の「異動子会社に関する概要書」子会社の異動後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(12) 規程第402条第1号rに掲げる事項(第401条第6号に規定する基準に該当する場合

る場合を除く。)

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所所定の「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(13)・(14) (略)

(14)の2 規程第402条第1号aaに掲げる事項 (当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。)の異動の場合に限る。)

当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」異動後直ちに

(15)～(17) (略)

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(21) (略)

(削る)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

を除く。)

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所所定の「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(13)・(14) (略)

(新設)

(15)～(17) (略)

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)～(21) (略)

(22) 規程第204条第11項第1号、規程第211条第11項第1号、規程第418条、規程第908条又は規程第931条に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

<p>(発生事実に係る書類の提出)</p> <p>第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 規程第402条第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合（第402条第1項第7号に規定する基準に該当する場合を除く。）</p> <p>直前事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面 当該合意後直ちに</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(発生事実に係る書類の提出)</p> <p>第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 規程第402条第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合（第402条第7号に規定する基準に該当する場合を除く。）</p> <p>直前事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面 当該合意後直ちに</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p><u>(支配株主との重要な取引等に関する取扱い)</u></p> <p>第436条の3 規程第441条の2に規定する施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</p> <p>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</p> <p>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者</p> <p>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</p>	<p>(新設)</p>
<p>(反社会的勢力の関与)</p> <p>第436条の4 (略)</p> <p>(議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い)</p> <p>第437条 規程第446条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p>	<p>(反社会的勢力の関与)</p> <p>第436条の3 (略)</p> <p>(議決権行使を容易にするための環境整備の取扱い)</p> <p>第437条 規程第446条に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p>

(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) <u>株主（当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。次号において同じ。）が電磁的方法により議決権（議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。次号において同じ。）の行使を行うことができる状態に置くこと。</u>	<u>(5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。</u>
(6) <u>その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項</u>	(6) <u>その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項</u>
(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い) 第601条 (略) 2・3 (略)	(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い) 第601条 (略) 2・3 (略)
4 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。 (2) ~ (6) (略)	4 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社についてはこれに相当する額とする。）が負であることをいう。 (2) ~ (6) (略)
5~7 (略)	5~7 (略)
8 規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) (略)	8 規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) (略)

(2) 次の a から e までのいずれかに該当する場合は、規程第 601 条第 1 項第 9 号 a 及び b に規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

a (略)

b 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の規程第 208 条第 1 号又は第 3 号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）～（c）（略）

（d）非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が IFRS 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、上場会社が IFRS 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

c 非上場会社から会社分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）～（c）（略）

（d）事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の直前連結会計年

(2) 次の a から e までのいずれかに該当する場合は、規程第 601 条第 1 項第 9 号 a 及び b に規定する上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

a (略)

b 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の規程第 208 条第 1 号又は第 3 号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）～（c）（略）

（d）非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額）未満であること。

c 非上場会社から会社分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。

（a）～（c）（略）

（d）事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の直前連結会計年

	<p>度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。</p> <p>d (略)</p> <p>e 当該上場会社が非上場会社との間で規程第 208 条第 5 号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(d) 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>9 ~ 15 (略)</p>	<p>度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の直前事業年度の経常利益金額）未満であること。</p> <p>d (略)</p> <p>e 当該上場会社が非上場会社との間で規程第 208 条第 5 号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次の（a）から（d）までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(d) 非上場会社連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の直前事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>9 ~ 15 (略)</p>
	<p>（監理銘柄の指定の取扱い）</p> <p>第 605 条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第 610 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 12 号の 2、第 12 号の 3、第 14 号、第 15 号、第 21 号の 2 又は第 22 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 第 601 条第 8 項第 5 号に定める猶予期間の最終日までに、同項第 6 号に定める基準に適</p>	<p>（監理銘柄の指定の取扱い）</p> <p>第 605 条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第 610 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 12 号の 2、第 14 号、第 15 号、第 21 号の 2 又は第 22 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 第 601 条第 8 項第 5 号に定める猶予期間の最終日までに、同項第 6 号に定める基準に適</p>

	<p>合することができない場合 <u>(次号に掲げるときを除く。)</u></p> <p><u>(12)の2 第601条第8項第5号に定める猶予期間の最終日までに、同項第6号に定める基準に適合することができない場合であって、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき</u></p> <p><u>(12)の3 規程第601条第1項第9号の2(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u></p>	<p>合することができない場合</p> <p>(新設)</p>
2	(略)	<u>(12)の2 規程第601条第1項第9号の2(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u>
3	<p>前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第2号の場合において、第5号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第10号、<u>第12号の2、第12号の3、第14号から第16号まで及び第19号から第25号までの場合</u> 当取引所が必要と認めた日</p> <p>(5)の2・(6) (略)</p>	<p>前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第2号の場合において、第5号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第10号、<u>第14号から第16号まで及び第19号から第25号までの場合</u> 当取引所が必要と認めた日</p> <p>(5)の2・(6) (略)</p>
4	(略) (整理銘柄の指定の取扱い)	(略) (整理銘柄の指定の取扱い)
	第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合には、規程第611条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条	第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合には、規程第611条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条

第2号若しくは第4号、規程第215条第2号若しくは第4号、第601条第7項第2号a若しくは第12項第1号又は第604条第4号、第6号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。）は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。

(1) 上場株券等（他の種類の株式への転換により上場株券等の交付が行われる新株券等を含む。）の発行又は処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるもの（外国会社にあってはこれに相当するもの）に限る。）

1株券等当たりの払込金額に発行又は処分する株券等の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

(新株予約権証券の新規上場料)

第714条 新規上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、新規上場料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る新株予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、第710条第1項第2号により得た金額及び第711条第1項により得た金額の合計額又は第711条第2項により得た金額の半額を限度とする。

(1)・(2) (略)

第2号若しくは第4号、規程第215条第2号若しくは第4号、第601条第7項第2号a若しくは第11項第1号又は第604条第4号、第6号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。）は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあっては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。

(1) 新たな上場株券等（他の種類の株式への転換により上場株券等の交付が行われる新株券等を含む。）の発行（会社法第199条第1項に規定する募集によるもの（外国会社にあってはこれに相当するもの）に限る。）

1株券等当たりの発行価格に新たに発行する株券等の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

(新株予約権証券の新規上場料)

第714条 新規上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、新規上場料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場日の前日までに支払うものとする。ただし、第710条第1項第2号により得た金額及び第711条第1項により得た金額の合計額又は第711条第2項により得た金額の半額を限度とする。

(1)・(2) (略)

(株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)	(株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)
第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。	第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
(1) 第204条の規定については、同条第1項 <u>第16号、第18号及び第19号</u> 中「最近2年間（新規上場申請者が規程第205条第6号a及びcのいずれにも適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とし、同項第4号cの規定は適用しない。	(1) 第204条の規定については、同条第1項 <u>第17号、第19号及び第20号</u> 中「最近2年間（新規上場申請者が規程第205条第6号a及びcのいずれにも適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とし、同項第4号cの規定は適用しない。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)	(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)
第802条 規程第803条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	第802条 規程第803条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(削る)	<u>(4) 規程第806条の規定に基づき会社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した書面</u>
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
2 (略)	2 (略)
3 第211条第3項の規定は、規程第803条第5項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項について準用する。	3 第211条第6項の規定は、規程第803条第5項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項について準用する。
(会社情報の開示の取扱い)	(会社情報の開示の取扱い)
第804条 第401条及び第402条の規定は、規程第806条第4項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準について、第407条の規定は、規程第806条第4項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準について、第403条	第804条 第401条及び第402条の規定は、規程第806条第4項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準について、第407条の規定は、規程第806条第4項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準について、第403条

	及び第404条の規定は、規程第806条第7項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準について、それぞれ準用する。	及び第404条の規定は、規程第806条第7項に規定する当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準について、それぞれ準用する。
2	(略)	2 (略)
	(削る)	3 規程第806条第5項の規定に基づく対象子会社の四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該対象子会社の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。
3	第412条（第2号及び第3号を除く。）の規定は、規程第806条 <u>第6項</u> の規定に基づく対象子会社の開示について準用する。	4 第412条（第2号及び第3号を除く。）の規定は、規程第806条 <u>第7項</u> の規定に基づく対象子会社の開示について準用する。
	(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)	(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)
第902条	規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1)～(4)	(略)	(1)～(4) (略)
(5)	当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。	当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及び新規上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した添付書類。この場合において、「適時開示に係る宣誓書」には、新規上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。
(6)～(8)	(略)	(6)～(8) (略)
(9)	債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者（保証付外国社債券の発行者を除く。）である場合には、次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。	債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者（保証付外国社債券の発行者を除く。）である場合には、次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。
a・b	(略)	a・b (略)
c	第204条第1項第12号及び第29号、同条第2項第2号から第5号まで及び同項第7号から第11号までに掲げる書類	第204条第1項第13号及び第30号、同条第2項第2号から第5号まで及び同項第7号から第11号までに掲げる書類

d・e (略)	d・e (略)
(10) (略)	(10) (略)
2 規程第903条第3項に規定する施行規則で定める書類は、前項第7号に掲げる書類とする。	2 規程第903条第3項に規定する施行規則で定める書類は、前項 <u>第5号及び第7号</u> に掲げる書類とする。
3～5 (略) (削る)	3～5 (略)
	6 第1項第5号に規定する「適時開示に係る宣誓書」 は、内国法人が発行する債券にあっては別記第3—5号様式に、外国又は外国法人が発行する債券にあっては別記第3—6号様式にそれぞれよるものとする。
(適時開示に係る宣誓書の取扱い)	
第904条 削除	<p>第904条 規程第908条に規定する施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 第902条第1項第5号に規定する「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類を提出した者（上場会社を除く。）</p> <p>(2) 規程第204条第11項第1号又は規程第418条に規定する「適時開示に係る宣誓書」を提出した者のうち、当該者の発行する株券が当取引所において上場廃止となった者</p> <p>2 規程第908条に規定する施行規則で定めるときは、次の各号に掲げるときをいう。</p> <p>(1) 規程第908条に規定する「適時開示に係る宣誓書」（第902条第1項第5号に規定する「適時開示に係る宣誓書」を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき</p> <p>(2) 過去5年間において、規程第908条に規定する「適時開示に係る宣誓書」を提出していないこととなったとき</p> <p>3 規程第908条に規定する「適時開示に係る宣誓書」は、内国法人が発行する債券にあっては別記第3—5号様式に、外国又は外国法人が発行する債券にあっては別記第3—6号様式にそれぞれよるもの</p>

		<p><u>とし、かつ、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p>
	4	<p><u>規程第908条に規定する添付書類とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいう。</u></p>
	5	<p><u>規程第908条に規定する添付書類（第902条第1項第5号に規定する添付書類を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</u></p>
(債券の上場廃止基準の取扱い)		(債券の上場廃止基準の取扱い)
第908条 (略)		第908条 (略)
2 規程第912条第1項第1号に規定する施行規則で定める事項とは、第902条第1項第4号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項をいう。		2 規程第912条第1項第1号に規定する施行規則で定める事項とは、第902条第1項第4号 <u>若しくは第5号又は規程第908条</u> の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項をいう。
3・4 (略)		3・4 (略)
(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)		(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)
第922条 規程第928条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、交換社債券の上場を申請しようとする者が上場会社又は上場交換社債券の発行者である場合は、第5号及び第6号に掲げる書類については提出を要しない。		第922条 規程第928条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、交換社債券の上場を申請しようとする者が上場会社又は上場交換社債券の発行者である場合は、第5号及び第6号に掲げる書類については提出を要しない。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) 当取引所所定の「 <u>取引所規則の遵守に関する確認書</u> 」		(5) 当取引所所定の「 <u>適時開示に係る宣誓書</u> 」及び <u>交換社債券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した添付書類</u> 。この場合において、「 <u>適時開示に係る宣誓書</u> 」には、 <u>新規上場申請銘柄の発行者の代表者による署名を要するもの</u> とする。
2 (略)		2 (略)
3 規程第928条第4項に規定する施行規則で定め	3	規程第928条第4項に規定する施行規則で定め

る書類は、前項各号に掲げる書類とする。

4 規程第928条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類をいう。

5 (略)

(削る)

る書類は、第1項第5号及び前項各号に掲げる書類とする。

4 規程第928条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類をいう。

5 (略)

6 第1項第5号に規定する「適時開示に係る宣誓書」は、内国会社が発行する交換社債券にあっては別記第3—13号様式に、外国会社が発行する交換社債券にあっては別記第3—14号様式にそれぞれよるものとする。

(適時開示に係る宣誓書の取扱い)

第924条 削除

第924条 規程第931条に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 規程第931条に規定する「適時開示に係る宣誓書」（第922条第1項第5号に規定する「適時開示に係る宣誓書」を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があった場合

(2) 過去5年間において、規程第931条に規定する「適時開示に係る宣誓書」を提出していないこととなった場合

2 規程第931条に規定する「適時開示に係る宣誓書」は、内国会社が発行する交換社債券にあっては別記第3—13号様式に、外国会社が発行する交換社債券にあっては別記第3—14号様式にそれよるものとし、かつ、上場交換社債券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

3 規程第931条に規定する添付書類とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

4 規程第931条に規定する添付書類（第922条第1項第5号に規定する添付書類を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものと

		<u>する。</u>
(上場廃止基準の取扱い)	(上場廃止基準の取扱い)	
第927条 (略)	第927条 (略)	
2 規程第936条第1項第2号aに規定する施行規則で定める事項とは、第922条第1項第4号又は第5号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項をいう。	2 規程第936条第1項第2号aに規定する施行規則で定める事項とは、第922条第1項第4号若しくは第5号又は規程第931条の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項をいう。	
3 (略)	3 (略)	
(有価証券新規上場申請書の添付書類)	(有価証券新規上場申請書の添付書類)	
第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	
(削る)	(1) <u>当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びE T Fに関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した添付書類。</u> この場合において、当該「適時開示に係る宣誓書」は、内国E T F及び内国商品現物型E T Fにあっては別記第4—7号様式に、外国E T F及び外国商品現物型E T Fにあっては別記第4—8号様式に、外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては別記第4—9号様式にそれよるものとし、かつ、規程第1101条第1項第1号に規定する管理会社又は同項第2号に規定する者の代表者による署名を要するものとする。	
(1) (略)	(1) の2 (略)	
(2) ~ (6) (略)	(2) ~ (6) (略)	
(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)	(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)	
第1105条 規程第1103条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。)	第1105条 規程第1103条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。	
(1) 第1103条第4号に掲げる書類	(1) 第1103条第1号及び第4号に掲げる書類	

(2) (略)	(2) (略)
(上場E T Fに関する情報の開示の取扱い)	(上場E T Fに関する情報の開示の取扱い)
第1109条 (略)	第1109条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(削る)	<p>6 <u>規程第1107条第4項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」は、内国E T F及び内国商品現物型E T Fにあっては別記第4—7号様式に、外国E T F及び外国商品現物型E T Fにあっては別記第4—8号様式に、外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては別記第4—9号様式にそれぞれ異なるものとし、かつ、規程第1107条第1項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p>7 <u>規程第1107条第4項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>規程第1107条第4項に規定する「適時開示に係る宣誓書」（第1103条第1号に規定する「適時開示に係る宣誓書」を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があつた場合</u></p> <p>(2) <u>過去5年間において、当該上場E T Fに係る規程第1107条第4項に規定する「適時開示に係る宣誓書」を提出していないこととなった場合</u></p> <p>8 <u>規程第1107条第4項に規定する添付書類とは、上場E T Fに関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいう。</u></p> <p>9 <u>前項に規定する添付書類（第1103条第1号に規定する添付書類を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</u></p>
(削る)	(書類の提出等の取扱い)
第1110条 (略)	第1110条 (略)
2 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T F)	2 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T F)

及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第2号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに(「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに)

3 上場E T F(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、当該上場E T Fに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a及び第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集その他の上場E T Fに関する権利等に係る

及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第2号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規程第1103条第2項又は規程第1107条第4項に規定する「適時開示に係る宣誓書」に署名を行った代表者の異動その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

3 上場E T F(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、当該上場E T Fに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a及び第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 規程第1103条第2項又は規程第1107条第4項に規定する「適時開示に係る宣誓書」に署名を行った代表者の異動、投資主総会の招集

<p>重要な事項その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項</p> <p>決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）</p>	<p>その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項</p> <p>決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p><u>第1205条 削除</u></p>	<p><u>(適時開示に係る宣誓書の取扱い)</u></p>
<p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)</p>	<p><u>第1205条 規程第1204条第7項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」は、別記第4—12号様式によるものとし、かつ、同項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>2 規程第1204条第7項に規定する添付書類とは、不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいう。</u></p>
<p>第1229条 (略)</p>	<p>(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>第1229条 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>5 第1205条第1項及び第2項の規定は、規程第1213条第5項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」及びその添付書類について準用する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>6 規程第1213条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 規程第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」（規程第1204条第7項に規定する「適時開示に係る宣誓書」を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があった場合</u></p> <p><u>(2) 過去5年間において、当該上場不動産投資信託証券に係る規程第1213条第5項に規定</u></p>

		する「適時開示に係る宣誓書」を提出していないこととなった場合
(削る)	7	規程第1213条第5項に規定する添付書類（第1205条第2項に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。
(書類の提出等の取扱い)		(書類の提出等の取扱い)
第1230条 (略)	第1230条 (略)	
2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場投資法人は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場投資法人は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
(6) <u>当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項</u>	(6) <u>規程第1204条第7項又は第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」に署名を行った代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項</u>	
<u>決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに</u>	<u>決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに</u>	
3 上場不動産投資信託証券の発行者のうち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第2号cに規	3 上場不動産投資信託証券の発行者のうち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第2号cに規	

定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社若しくは委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合又は委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正後の第212条の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）附則第2条の規定により連結財務諸表を

定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社若しくは委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第1204条第7項又は第1213条第5項に規定する「適時開示に係る宣誓書」に署名を行った代表者の異動その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合又は委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

4・5 (略)

同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、規程第205条第5号に規定する純資産の額については、改正前の第212条第5項第1号を、規程第205条第6号に規定する利益の額については、改正前の第212条第6項第1号の規定を適用する。

4 自己株式の処分（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）による改正前の金融商品取引法第2条第4項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）については、改正後の第710条第1項第1号の規定は、平成23年4月1日以後に募集事項が決定されるものから適用する。

別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第14号の規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. ~ 5. (略)

別添4 会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第15号（第219条第1項第1号による場合を含む。）、第205条第1号aの（f）（同号bの（c）による場合を含む。）及び第220条第1号aの（f）（同号bの（d）による場合を含む。）の規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類並びに第204条第1項第20号bの（a）の規定により提出する会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的

別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第15号の規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. ~ 5. (略)

別添4 会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第16号（第219条第1項第1号による場合を含む。）、第205条第1号aの（f）（同号bの（c）による場合を含む。）及び第220条第1号aの（f）（同号bの（d）による場合を含む。）の規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類並びに第204条第1項第21号bの（a）の規定により提出する会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的

<p>として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p>	<p>として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p>
<p>1. ~ 5. (略)</p>	<p>1. ~ 5. (略)</p>
<p>別添5 謙受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準 新規上場申請者が第204条第1項<u>第17号</u>及び第20号dの(a)の規定により提出する謙受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p>	<p>別添5 謙受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準 新規上場申請者が第204条第1項<u>第18号</u>及び第21号dの(a)の規定により提出する謙受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p>
<p>1. ~ 5. (略)</p>	<p>1. ~ 5. (略)</p>
<p>別記様式</p>	<p>別記様式</p>
<p><u>第1—8号様式及び第1—9号様式 削除</u></p>	<p><u>第1—8号様式 適時開示に係る宣誓書（内国会社）</u></p>
<p><u>適時開示に係る宣誓書</u></p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p><u>株式会社東京証券取引所</u></p>	<p><u>代表取締役社長 殿</u></p>
<p><u>本店所在地</u> <u>会社名</u> 印 <u>代表者の</u> <u>役職</u> <u>氏名（署名）</u> 印</p>	<p>は、投資者へ</p>

の適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

(削る)

第1—9号様式 適時開示に係る宣誓書（外国会社）

適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職

氏名（署名）

は、投資者へ

の適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

第3—5号様式及び第3—6号様式 削除

第3—5号様式 適時開示に係る宣誓書（内国債券）

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地
発 行 者 名 印
代表者又はそれに準ず
ると認められる者の
役職氏名（署名） 印

_____は、投資者への
適時適切な会社情報等の開示が健全な金融商品市場
の根幹をなすものであることを十分に認識するとと
もに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平
な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した
体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報
提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓し
ます。

(削る)

第3—6号様式 適時開示に係る宣誓書（外国債券）

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地
発 行 者 名
代表者又はそれに準ず
ると認められる者の
役職氏名（署名）

は、投資者への
適時適切な会社情報等の開示が健全な金融商品市場
の根幹をなすものであることを十分に認識すると
ともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平
な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した
体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報
提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓し
ます。

(削る)

第3—13号様式 適時開示に係る宣誓書（内国交換
社債券）

適時開示に係る宣誓書（交換社債券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名 印

代表者の

役職

氏名（署名） 印

は、投資者への

適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な
金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に
認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、
正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書
類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適
時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、
ここに宣誓します。

(削る)

第3—14号様式 適時開示に係る宣誓書（外国交換
社債券）

適時開示に係る宣誓書（交換社債券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職

氏名（署名）

は、投資者への

適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な
金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に
認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、
正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書
類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適
時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、
ここに宣誓します。

第4—7号様式から第4—9号様式まで 削除

第4—7号様式 適時開示に係る宣誓書（内国ETF
及び内国商品現物型ETF）

適時開示に係る宣誓書（ETF）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職

氏名（署名） 印

は、

に関する情報の開示にあたって、投資者への適時適切なE T Fに関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

(削る)

第4—8号様式 適時開示に係る宣誓書（外国E T F及び外国商品現物型E T F）

適時開示に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地
会社名
代表者の
役職
氏名（署名）

は、

に関する情報の開示にあたって、投資者への適時適切なE T Fに関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓し

	ます。
(削る)	<p>第4—9号様式 <u>適時開示に係る宣誓書（外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券）</u></p> <p><u>適時開示に係る宣誓書（外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券）</u></p>
	平成 年 月 日
	<p><u>株式会社東京証券取引所</u> <u>代表取締役社長 殿</u></p>
	<p><u>本店所在地</u> <u>会 社 名</u> <u>代表者の</u> <u>役 職</u> <u>氏名（署名）</u></p>
	<p>は、</p> <p>に関する情報の開示にあたって、投資者への適時適切な外国E T F信託受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>
	<p><u>(注) 外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、本契約書において、「外国E T F信託受益証券」とあるのは、「外国商品現物型E T F信託受益証券」と読み替える。</u></p>
(削る)	第4—12号様式 <u>適時開示に係る宣誓書（不動産投</u>

<u>資信託証券)</u>	<u>平成</u> 年 <u>月</u> 日
<u>株式会社東京証券取引所</u> <u>代表取締役社長</u> 殿	
<u>本店所在地</u> <u>投資法人名</u> 印 代 表 者 の 役 職 <u>氏名（署名）</u> 印	
<u>本店所在地</u> <u>資産運用会社名</u> 印 代 表 者 の 役 職 <u>氏名（署名）</u> 印	
_____ (投資法人名) 及び _____ (資産運用会社名) は、 に関する情報の開示	
にあたって、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。	
<u>(注)</u> 委託者指図型投資信託の受益証券及び委託者非指図型投資信託の受益証券にあっては、本契約書において、必要に応じて、「投資法人名」とあるのは「会社名」と読み替えるものとするほか、適宜必要な修正を行うものとする。	

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>VIII 不動産投資信託証券の新規上場審査 (収益又は金銭の分配の継続性)</p> <p>4. 規程第1206条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、運用資産等（施行規則第1206条第2項に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得する見込みである不動産等を含む。）のうち賃貸事業収入が生じている又は生じる見込みがある不動産等を継続して所有することにより、当該銘柄に係るファンドの金銭の分配が継続して行われる見込みのあることその他の観点から検討することにより行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。</p>	<p>VIII 不動産投資信託証券の新規上場審査 (収益又は金銭の分配の継続性)</p> <p>4. 規程第1206条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、運用資産等（施行規則第1205条第2項に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得する見込みである不動産等を含む。）のうち賃貸事業収入が生じている又は生じる見込みがある不動産等を継続して所有することにより、当該銘柄に係るファンドの金銭の分配が継続して行われる見込みのあることその他の観点から検討することにより行う。</p>